

四日市市地区農業推進協議会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

四日市市地区農業推進協議会設置規則の一部を改正する規則

四日市市地区農業推進協議会設置規則（昭和54年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>農業行政</u>の円滑な推進を図るとともに、農業の振興と農業経営の安定に資するため、<u>地区ごとに</u>地区農業推進協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における「地区」とは、三重北農業協同組合及び鈴鹿農業協同組合の各所管区域のうち本市の区域の22地区とする。<u>ただし、各所管区域に変更が生じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第3条 地区協議会は、第1条の設置目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 市の<u>農業行政</u>の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 市の<u>農業関係文書</u>の配布及び取り</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>農林行政</u>の円滑な推進を図るとともに、農業の振興と農業経営の安定に資するため、<u>各地区ごとに</u>地区農業推進協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における「地区」とは、三重北農業協同組合及び鈴鹿農業協同組合の各所管区域のうち本市の区域の22地区とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 地区協議会は、第1条の設置目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 市の<u>農林行政</u>の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 市の<u>農林関係文書</u>の配布及び取り</p>

まとめに関すること。

- (3) 市の行う農業関係調査等の協力に関すること。
- (4) 地区の農業の振興と農業経営の安定方策について協議し、市農業行政への反映を図ること。
- (5) その他市の農業施策の推進及び協力に関すること。

(組織)

第4条 地区協議会は、次に掲げる者のうちから各地区の推薦に基づいて構成する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 関係農地利用最適化推進委員
- (3)及び(4) (略)

(会長)

第5条 地区協議会に会長1人を置く。

2及び3 (略)

(事務局)

第9条 地区協議会の事務局を、関係農業協同組合の支店(以下「事務局支店」という。)に置く。ただし、事務局支店の統廃合が行われた場合は、関係者で協議し、決定する。

まとめに関すること。

- (3) 市の行う農林関係調査等の協力に関すること。
- (4) 地区の農業の振興と農業経営の安定方策について協議し、市農林行政への反映を図ること。
- (5) その他市の農林施策の推進及び協力に関すること。

(組織)

第4条 地区協議会は、次に掲げる者のうちから各地区の推薦に基づいて市長が、委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 関係農業協同組合理事又は監事
- (2) 関係農業委員会委員
- (3)及び(4) (略)

(会長)

第5条 地区協議会に会長1人を置き、関係農業協同組合理事又は監事をもって充てる。ただし、久間田地区の地区協議会については、関係農業委員会委員をもって充てる。

2及び3 (略)

(事務局)

第9条 地区協議会の事務局を、関係農業協同組合の支店に置く。

<p>(庶務)</p> <p>第12条 地区協議会との<u>連絡等の</u>庶務は、商工農水部農水振興課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第12条 地区協議会との<u>連絡等</u>地区協議会に関する庶務は、商工農水部農水振興課において処理する。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)